

みよし市選挙管理委員会会議録

日時 令和6(2024)年10月14日(月)

開会 午前11時

閉会 午前11時30分

場所 みよし市役所5階 政策審議会室

出席者(選挙管理委員会委員)

| | | | |
|-------|------|----|------|
| 委員長 | 鈴木文生 | 委員 | 鈴木武久 |
| 職務代理者 | 深谷重穂 | 委員 | 三井哲 |

(書記)

| | | | |
|------------|-------|-------------|-------|
| 総務部部長(書記長) | 城千穂子 | 総務課副主幹(書記) | 押領司一詞 |
| 総務部次長(書記) | 小野田浩司 | 総務課主任主査(書記) | 窪田大輔 |
| 総務部主幹(書記) | 森田悟史 | 総務課主事(書記) | 松浦あみ |

公開の状況 公開

傍聴者 なし

次第

1 挨拶

2 議題

(1) 選挙人名簿選挙時登録について

- ア 選挙時登録資格要件
- イ 選挙人名簿登録数(選挙時登録)
- ウ 在外選挙人名簿登録者数

(2) 選挙管理委員会告示について

- ア ポスター掲示場の設置場所について
- イ 選挙権を有する者の50分の1の数の告示
- ウ 選挙権を有する者の3分の1の数の告示
- エ 期日前投票所の場所及び期間について
- オ 期日前投票所の開閉時刻について
- カ 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について
- キ 投票所の場所について
- ク 開票の場所及び日時について
- ケ 期日前投票所の投票管理者、同職務代理者の選任について
- コ 投票管理者、同職務代理者の選任について
- サ 開票管理者、同職務代理者の選任について
- シ 氏名掲示の順序のくじの日時及び場所について
- ス 最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所について

セ 開票立会人選任のくじの場所及び日時について

3 その他

| 名前 | 内容 |
|-------|---|
| 小野田書記 | <p>それでは、ただ今から選挙管理委員会を開催します。</p> <p>本日の会議は、みよし市選挙管理委員会会議公開規程第2条の規定により、公開することとし、会議の開催前に傍聴の受付を行ったところ、傍聴を希望する者はいませんでしたので、報告をいたします。</p> <p>はじめに鈴木委員長より挨拶をお願いします。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>< 挨拶 ></p> |
| 小野田書記 | <p>それでは、委員長の取り回しにより、議事の進行をしていただきますので、よろしくお願いします。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>それでは、議題に入りたいと思います。</p> <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について、書記より説明をお願いします。</p> |
| 窪田書記 | <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>議題（1）選挙人名簿選挙時登録について事務局より説明いたします。1ページを御覧ください。こちらが今回の選挙時登録における資格要件になります。</p> <p>1 基準日及び登録日は、令和6年10月14日（月）本日となります。</p> <p>2 登録要件は、（1）（2）となり、いずれの要件も満たす者が登録されます。登録要件の（1）国政選挙の選挙権のある者とは、日本国民で、選挙期日現在において、年齢満18年以上の者になります。（2）住所要件としては、ア 令和4年7月14日以前の転入者で引き続きみよし市の住民である者、イ 3箇月以上みよし市の住民基本台帳に記録されていた者で、令和6年6月14日から令和6年10月13日までに転出した者、ウ 帰化した者は、帰化の告示がされた日以後、引き続きみよし市の住民である者、となります。イのように、本市から転出した者であっても、転出後4箇月以内の者については、表示登録者として、本市の選挙人名簿に登録されます。</p> <p>3 抹消者については、（1）から（3）のいずれかに該当した場合、</p> |

| | |
|-------|--|
| | <p>選挙人名簿から抹消されることとなります。(1)は、令和6年6月14日以前に転出した者で、転出して4箇月を超えた場合、本市の名簿から抹消されます。(2)は、前回の基準日から本日までに死亡した場合です。(3)は、欠格事項に該当した場合です。</p> <p>4 その他「転出者」で表示される者とは、選挙人名簿に「転出者」と表示される者のことで、令和3年6月18日以降の転出者となります。先程の2登録要件の(2)住所要件「イ」で触れた、本市から転出したが転出後4箇月以内の者となります。</p> <p>続きまして2ページを御覧ください。こちらは、今回の選挙時登録における選挙人名簿登録者数を表したものです。令和6年10月14日現在の選挙人名簿登録者数は、男24,815人、女23,749人であり、合計48,564人 となります。</p> <p>3ページは投票区ごとの内訳表、4ページは投票区ごとの前回の定時登録時との増減表5ページは世代ごとの内訳表、となっております。</p> <p>続きまして、6ページを御覧ください。在外選挙人名簿登録者数について説明いたします。10月14日現在の在外選挙人名簿登録者数は、男20人、女13人、合計33人となります。7ページは、在外選挙人が在留している国の内訳になります。以上が事務局からの説明となります。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>ただ今、書記から説明がありましたが、御質問がございましたらお願いします。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>3の抹消者、(3)の欠格事項に該当した者とは、具体的にどのような方でしょうか。</p> |
| 窪田書記 | <p>確認して改めてお伝えさせていただきます。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>他に質問はないでしょうか。それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題(1)選挙人名簿選挙時登録について、御異議ございませんか。</p> |
| | <p><異議なしの声></p> |
| 鈴木委員長 | <p>御異議ないようですので、議題(1)選挙人名簿選挙時登録については、承認されたものといたします。続きまして、議題(2)選挙管理委員会告示について、事務局より説明をお願いします。</p> |
| 窪田書記 | <p>今回の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国</p> |

民審査に係る選挙管理委員会告示について、説明をさせていただきます。

資料は8ページからになります。告示第6号になります。令和6年10月27日執行予定の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場についての告示でございます。ポスター掲示場につきましては、設置をしたら直ちに告示をするという規定となっております。9ページ、10ページに今回の選挙におけるポスター掲示場の一覧表を載せさせていただいております。こちらについては既に設置完了となっております。この内容については、令和5年執行の市議会議員一般選挙時から変更はありません。

次に11ページを御覧ください。告示の第7号となります。今回の選挙時登録における、地方自治法第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数の告示となります。今回登録者数が48,564人となりますので、これを50で割ると、971.28となり、50分の1の数は972ということで告示をさせていただきます。

12ページを御覧ください。告示の第8号になります。同じく今回の選挙時登録における、地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数の告示になります。今回登録者数の48,564人を3で割った16,188ということで告示をさせていただきます。

続いて、13ページを御覧ください。告示の第9号でございます。今回執行の選挙における期日前投票所の場所及び期間の告示になります。期日前投票所につきましては、ここみよし市役所とおかよし交流センターということで告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第10号ですが、期日前投票所の開閉時刻の告示となります。期日前投票所の開閉時刻は1つの期日前投票所を除き、通常の午前8時30分から午後8時まで以外の開場時刻を設定する場合は、選挙管理委員会にて決定し告示することとなっております。おかよし交流センターにつきましては、センターの開館時刻が午前9時からとなることや投票所の開場準備のため、開場時刻を午前9時からとしておりますので、今回告示することとなります。

続いて14ページを御覧ください。告示11号です。在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定の告示になります。こちらにつきましても、みよし市役所ということで告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第12号です。今回の選挙における投票所の告示となります。市内8箇所の投票所を、一覧のとおり告示をさ

させていただきます。新屋児童館以外については、各小学校の体育館となります。

続いて15ページを御覧ください。告示の第13号でございます。今回の選挙における開票の場所及び日時の告示になります。場所については三好公園総合体育館、日時につきましては令和6年10月27日午後9時10分開票開始ということで告示をさせていただきます。

下段に移りまして、告示の第14号になります。今回執行の選挙の期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示でございます。下に、それぞれの職務を行う場所と、日にち、氏名、住所を記載させていただいております。こちらの投票管理者及び職務代理者につきましては、市の職員を充てさせていただいております。

17ページに移りまして、告示の第15号になります。今回執行の選挙の投票日当日の投票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。下に一覧表を載せさせていただいております。それぞれ8投票区につきまして、選任させていただいております。なお、投票管理者及び職務代理者につきましても、市の職員を充てております。

18ページに移りまして、告示の第16号になります。今回執行の選挙の開票管理者及びその職務を代理すべき者の告示になります。開票管理者は鈴木委員長を、職務代理者に深谷職務代理を選任させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

下段に移りまして、告示の第17号でございます。今回執行選挙における投票所内における氏名等の掲示の掲載の順序を定めるために行うくじの日時及び場所の告示です。衆議院小選挙区選出議員選挙の立候補の届出は、明日、愛知県選挙管理委員会に届出がされることとなります。届出の時間は午後5時までとなりますので、その結果をもって、各市町村で投票所に掲示する氏名の掲載の順序をくじで決めることとなっております。従いまして、みよし市においては、明日午後6時にみよし市役所3階301会議室でくじを行いたいと思っております。また、委員の皆様にも、くじの実施について御出席をお願いしたいと思いますので、併せてよろしく願いいたします。

19ページを御覧ください。告示の第18号でございます。今回執行の最高裁判所裁判官国民審査における裁判官の氏名等を掲示する場所の告示でございます。場所につきましては、それぞれ8の投票所を指定して告示する内容となっております。

最後になりますが、下段の告示の第19号でございます。衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙におけるみよし市開票区の開票立会人を定めるくじの告示でございます。開票立会人につきましては、今回の選挙で申し上げますと来週の24日木曜日の午後5時までに、各候補者から届出がされることとなりますので、そ

| | |
|-------|--|
| | <p>の状況に応じて10月25日午前10時から、みよし市役所3階301会議室でくじを行うこととなります。ただし、開票立会人につきましては選挙ごとに3人から10人までの人数で行うこととされておりまして、届出がされた人数が10人を超えない場合は、こちらの開票立会人を定めるくじは実施しないこととなります。なお、その場合は委員の皆様はその旨を速やかに御連絡させていただきます。また、開票立会人の届出人数が3人に満たなかった場合は、恐れ入りますが、委員のどなたかに開票に開票立会人として入っていただくことをお願いさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>説明は以上となります。</p> |
| 鈴木委員 | <p>前回の国民審査の票を持って帰る人がいましたね。</p> |
| 窪田書記 | <p>投票立会人をやられる際は、気を付けて見ていただけると幸いです。</p> |
| 鈴木委員長 | <p>他に質問はないでしょうか。それでは、他の御質問等がなければ、ただ今より採決に移りたいと思います。議題（2）選挙管理委員会告示について、御異議ございませんか。</p> |
| | <p><異議なしの声></p> |
| | <p>御異議ないようですので、議題（2）選挙管理委員会告示については、承認されたものといたします。</p> |
| | <p>それでは、これをもちまして、本日の選挙管理委員会を終了いたします。本日はお疲れ様でした。</p> |